

令和7年1月27日

諮問番号：令和6年度諮問第1号

答申番号：令和6年度答申第1号

## 答申書

令和6年7月2日付けで上尾市長から諮問があった「上尾市長が行った令和6年3月8日付け保有個人情報の部分開示処分（以下「部分開示処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）に係る事件」について、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

実施機関が審査請求に係る部分開示処分のうち不開示部分を取り消したことにより、本件審査請求が不適法となったため、却下とすることが相当である。

### 第2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は令和6年3月1日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という）第77条第1項の規定により、「令和2年4月1日から令和6年3月1日までの自己の戸籍証明書等の交付申請書（以下「本件対象文書」という）」についての保有個人情報の開示を請求した。
- (2) 実施機関は同年3月8日に、本件対象文書のうち「請求に係る者の氏名、生年月日」、「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」及び「請求者の印影」については、法律第78条第1項第2号の規定により部分開示とし、法律第82条第1項の規定により審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人はこの決定を不服として、同年4月25日に実施機関に対して、以下「第3 審査請求の趣旨及び主張の要旨」のとおり審査請求を行った。
- (4) 審査庁である実施機関は同年7月2日、法律第105条第1項の規定に基づき当審査会に諮問した。

### 第3 審査請求の趣旨及び理由

#### 1 審査請求の趣旨

印影を除く以下の箇所不開示を取り消すとの裁決を求める。

- ①請求に係る者の氏名、生年月日
- ②事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的

また、開示通知書記載不備の改善、取り扱い手続き不備の改善を求める。

## 2 理由

(1) 不開示とした箇所と理由がそれぞれ複数あり、どの箇所がどの理由に該当するか不明であり、不開示理由も根拠規定のみであることから、最高裁判所の判例（平成4年（ツ）第48号 同4年12月10日判決）に完全に合致するため、取り消しは免れない。

(2) 仮に前項による取り消しになされなかった場合でも、以下のとおり誤り等があるため、開示すべきである。

ア 審査請求の趣旨①の不開示箇所は、当然ながら同一戸籍内の人物の氏名でなければならず、法律第78条第1項第2号イの「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するため開示すべきである。

イ 「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」は、以下のとおり法律第78条第1項第2号には該当しないため、開示すべきである。

弁護士には、個人または法人の依頼関係について守秘義務があり（弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条）、「職務上請求」制度はそれに対応している。

しかしながら、「戸籍」は親族身分関係を公証する法制度であり、相続関係や人事などでそれを第三者が確認する必要が時に大であるとはいえ、非嫡出子や離婚歴といった高度のプライバシー情をも含むものである。

また「戸籍の附票」には、住所移転歴というプライバシー情報が記載されている（住民基本台帳法（昭和48年法律第81号）第17条第3号、第4号及び第19条）。

したがって、法が保証する本人の自己情報コントロール権として、自己の戸籍情報を第三者がいかなる事由によって請求取得したかを知ることは、きわめて重要であると考えられる。そしてこの点は、弁護士による職務上請求の場合にも変わりなく、法定士業者なればこそ他人の戸籍情報を取り扱うことに重い責任を有するはずである。

「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」の記載は、弁護士の職務行為としての社会的責任にかかわることであるから、その記載がなされている以上、それが本人に開示されることを請求弁護士として受忍すべきである。

(3) 保有個人情報決定通知書の記載不備について

ア 「2 不開示とした部分とその理由」で引用している対象箇所が誤っているため、改善を求める。

イ 「2 不開示とした部分とその理由」で引用している根拠規定が誤っているが、確認したところ要望があれば訂正した通知書を送付するとのことであったため、対応の改善と再発防止を求める。

ウ 説明事項の「3 決定に対する審査請求等」には「※」をお読みくださいと記載されているが、参照先である※は存在せず、確認したところ、様式のとおりであり修正しないとのことであったため、改善を求める。

(4) 保有個人情報取り扱い手続きの不備について

職務上請求の手続きとして、その目的に「訴訟」というキーワードが存在した場合、本人通知の対象とせず、開示手続きにおいても一律不開示としているとのことであったため、運用の改善と再発防止を求める。

#### 第4 実施機関の弁明の要旨

##### 1 実施機関の主張

「本件審査請求を一部認める」との裁決を求める。

##### 2 理由

(1) 審査請求の理由(1)について修正する。

(2) 審査請求の理由(2)アについては争う。

(3) 審査請求の理由(2)イについては修正する。

(4) 審査請求の理由(3)については、記載の不備等を単に述べたものであり、本件処分が違法又は不当である理由を述べたものではないため、認否の限りではない。

(5) 審査請求の理由(4)については、保有個人情報取り扱い手続きの不備を単に述べたものであり、本件処分が違法又は不当である理由を述べたものではないため、認否の限りではない。

#### 第5 調査審議の経過

令和6年 7月 2日 審査庁より諮問

令和6年 7月30日 調査審議(1回目)

令和6年11月 6日 調査審議(2回目)

令和7年 1月21日 答申に係る審議

## 第6 部分開示処分のうち不開示部分の取り消しの経緯

- (1) 令和6年8月22日、実施機関は、「①請求に係る者の氏名、生年月日、②事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」(印影を除く)の部分を含め、令和6年3月8日付一部開示処分のうち不開示部分にかかる処分を取り消した。
- (2) 令和6年8月26日付で実施機関は前号の処分取消を審査請求人に通知した。

## 第7 審査会の判断の理由

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第2条において、審査を請求できる者は「行政庁の処分に不服がある者」と規定される。

本件部分開示のうち、審査請求人が取り消しを求める部分については、実施機関が審査請求に係る処分を令和6年8月26日付けで取り消した。そのため、審査請求人が処分の取り消しを求める部分については、審査請求の対象となる処分を欠き審査請求の利益を失うため、本件審査請求は不適法なものとなった。

その余の、審査請求人の審査請求の趣旨は、上記記載の処分の一部取消が行われたことを前提にすると、いずれも、実施機関の処分の効力を争うものとはいえず、上記記載の処分の一部取消にもかかわらず本件審査請求の利益を生じせしめるものとはいえない。

よって、本件審査請求は既に不適法であるといえるため、審査庁においては、行政不服審査法第45条第1項に基づき、本件請求を却下することが相当である。

答申に関与した委員

上尾市情報公開・個人情報保護審査会

渡辺 英人

織田 恭央